

◎三十九番（宮川えみ子君）日本共産党的宮川えみ子です。一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナの感染拡大が続いています。県内でも勢いが止まらず、県民は感染防止策を取りつつも不安は拡大しています。特に重症患者の受入れ病床は大丈夫か、公表のように四十二床は使えるのか、重症化させない対策はどうなっているのかと思っています。

県民に必要な情報を提供し、また医療機関にも情報を提供し、不安解消と感染拡大の防止に取り組むべきです。

県内の感染状況や重症者等の症例について分析、公表することにより、治療や感染防止に生かすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

感染拡大でも休むことができない職場での慰労金支給は重要です。保育所では、マスク姿でどう接したらいいのか、幼い子供たちを感染から守るために神経をすり減らしています。救急隊員の方々は、感染からの恐怖の中で日夜奮闘しています。

国の第二次補正予算を活用して放課後児童クラブや保育所の職員に慰労金を支給すべきだと思いますが、県の考え方尋ねます。

国の第二次補正予算を活用して調剤薬局の職員に慰労金を支給すべきと思いますが、県の考え方尋ねます。

原発再稼働問題についてです。

菅首相は、所信表明演説で二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすると表明しましたが、新規石炭火力を温存し、原発を推進する姿勢です。国は、原発はベースロード電源として二〇%以上に持つていく計画

ですが、原発に依存することで結局再エネを抑制することになります。

日本中を震撼させた福島原発事故から間もなく十年になります。事故当時は、あまりにも深刻な状況を受けて、当時は民主党政権でしたが、原発に依存しない社会を目指す革新的エネルギー環境戦略が策定され、原発に依存しない社会の一日も早い実現を掲げました。その後、政権交代で、自民、公明の安倍政権の下で政府の姿勢は一変し、菅政権ではさらに原発推進を加速化させていきます。

しかし、原発推進はあらゆる矛盾を激化させています。原発の廃炉・収束作業は、汚染水問題も含めて困難を極め、核のごみ最終処分場問題では、文献調査を受け入れた寿都町の住民説明会で深刻な住民分断が起こっています。日本原燃の六ヶ所村の再処理工場は、審査書が正式決定されましたか、核燃サイクルの見通しは全くありません。

関西電力の大飯原発三、四号機が安全性に問題があるとして、十二月四日の大阪地裁は再稼動した設置許可を取り消すべきとの判決を下しました。国の異常さが裁判で差し止めを受ける結果になりました。

福島原発事故を受け安全対策費は跳ね上がり、輸出は全滅し、さらに安全性は拒否されている状況で、企業にとって事業の将来性はありません。一方で、老朽化した高浜原発が四十年を超えて初めて再稼働を認められたことは重大です。

野党協議で提出した原発ゼロ法案は、原発の円滑な廃止のために、電力事業者への支援、廃炉技術者の育成及び廃炉ビジネスの海外展開、関連地域及び関連企業の雇用確保、関連自治体の経済財政対策も入っている未来ある政策です。

国のエネルギー基本計画について、脱石炭、脱原発を前提とした見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

宮城県知事は、女川原発再稼働に同意しました。女川原発は、あの大地震で辛うじて事故を免れましたが、福島原発と同型炉で、県境から僅か七十六キロのところです。宮城県知事は、一応他県の知事の意見を聞くとしたが、内堀知事は意見は提出しないとの立場でした。

過酷な原発事故を経験したことを踏まえ、女川原発の再稼働に反対の立場を示すべきだと思いますが、県の考えを尋ねます。

柏崎刈羽原発をはじめとする全国の原発再稼働の中止を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、東日本大震災・原子力災害伝承館についてです。

オープンからまだ二か月半ですが、多くの方々から展示内容などで批判的な意見が相次いでいます。被害の実相に迫つていない、何か違うという声です。避難者の一人は、あんなもんじゃないと語気を強めます。

新聞の投書で、「展示のどこにも東電の責任の話がない」、「複合災害などとオブラーントに包んだ表現だつた」、また「自分が東電の批判を言つたら胸のつかえが下りたと語り部の方は言つていた」と書かれていました。私も二度伝承館を訪れましたが、同様な思いをしました。

原発事故のあの悲惨な体験をし、今も続いている事故の被害の中で、国と東電を批判しないという県の姿勢が訪れる人の心に響かないものになつているのではないかと思う。

伝承館について、来館者の意見を踏まえ、速やかに見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、伝承館において特定の団体や個人を批判しないとしている語り部活動マニュアルは直ちに見直しをすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

さらに、伝承館の入館料を引き下げるべきだと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、復興関連拠点施設についてです。

東日本大震災の犠牲者らの追悼を目的に整備する県復興祈念公園事業については、全体面積が四十八・四ヘクタール、総工事費四十四億円で、二〇一八年度から二〇二三年度までの計画で進められました。事業費が当初計画の二倍近くの八十五・八億円に、工事期間は二年延長の二〇二五年までとし、公共事業評価委員会に諮つたとのことです。

増額内容は、およそ橋の新設十二億円、敷地造成十億円、地盤改良六億円、用地補償五億円、町道の付け替え四億円、測量設計が五億円で、四十二億円の増額です。さらに、国が直接整備する場所の事業費も約三十億円から四十九億円に増額されて、国、県を合わせると総額百三十五億円の公園になります。あまりにも多額の事業費です。

福島県復興祈念公園における県の整備事業費の増額はすべきでないと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、福島県復興祈念公園における県管理区域の維持管理費の見込みについて尋ねます。

次に、郡山のふくしま医療機器開発支援センターについてですが、百三十四億円の国からの基金を基に復興関連事業として進めてきました。百十二億円が建設費で、残り二十二億円を基金から取り崩して運営してきましたが、予定した収入に届かず赤字続きで、公共・管理部門と収益部門を切り離し、公共・管理部門に県の一般財源を投入してきました。

公共・管理部門への一般会計の手当てを含め、今後五年間で二十三億七千万円の指定管理委託料の債務負担行為の議案が今議会に提案されました。

本来は、公共・管理部門の費用も含めて国が費用を負担すべきと思います。

ふくしま医療機器開発支援センターの運営について、国の財政的な支援が継続されるよう働きかけるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、三大明神風力発電事業についてです。

いわき市遠野町に計画されている三大明神風力発電計画は、一基当たり四千二百キロワット、九基の計画で、高さ百四十メートル、羽根の直径は百十七メートルにも及ぶ巨大なものであります。

建設予定地は、国土交通省の土石流危険渓流になつており、市の水道がなく、沢水利用の地区です。知事等の意見を踏まえた環境影響評価準備書に対し、経済産業大臣は環境への影響の回避を求め、それができないときは設置の取りやめも含む厳しい勧告を出しております。

県は、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告を受けて事業者が見直しした事業の計画内容を把握しているのか尋ねます。

また、知事の意見では、経過や結果をホームページで公表すること、十分な地盤調査を追加し、軟弱な地盤、断層の分布範囲、土砂災害危険箇所を避けることなど、また汚水や濁水の河川への直接流出を確実に防ぐことなどを求めています。

環境影響評価準備書に対する知事の意見を受けて、事業者がどのように対応しているのか尋ねます。

三大明神風力発電は、事業者が最初の行政文書、配慮書を公表し、知事が意見を出してから六年がたちます。住民説明会を聞く限り、事業者は大臣の勧告を受けて風車の本数を減らし、その分規模を大きくしただけで、基本的には何ら改善の方向を示していません。

住民の皆さんのが深刻な環境への影響を懸念し、地域住民の八割もの反対署名をもつて県に七度にわたり要望し、経産省や環境省、そして森林管理署など国にも直接中止を求めてきました。環境影響評価準備書が出されてからも四年がたちました。国のガイドラインは、企画立案の段階から住民の理解が必要としています。このような経過を見ても、計画そのものが成り

立たないものであります。

三大明神風力発電事業の中止を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、再生可能エネルギーについてです。

福島県も二〇二一年度から十年間を期間とする次期再生可能エネルギー推進ビジョンの改定作業を始めました。一年かけてまとめるとのことですですが、これまで度々指摘してきたように、再エネ推進の数値を追いかけ、メガ発電に偏つて環境への配慮を欠き、環境破壊につながってきたこと、一方地域住民が主体となつて自然資源を環境共生的な方法により利用し、持続可能な地域づくりの推進が遅れてきたことを見直すべきと思います。

再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しに当たつては、環境を守り、住民参加の地域主導に転換すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

省エネ、再エネの推進には、県民の協力を大きく広げることが重要です。

民間住宅の省エネ改修を促進するための予算を増額すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備について、補助単価を増額して導入を推進すべきだと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、水害対策についてです。

東日本を中心に甚大な被害を出した台風第十九号と豪雨災害から一年が経過しました。夏井川流域では、全国で最も多い死者を出し、阿武隈川流域ではバックウォーターベストなど様々な問題が出されています。

国交省は、今年七月六日に気候変動を踏まえた水害対策の在り方、あらゆる関係者により流域全体で行う持続可能な流域治水へ転換するという方針を出しました。これまでの河川管理者の取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取り組むということです。

流域治水の推進については、全庁を挙げた体制で取り組むべきと 思います
が、県の考えを尋ねます。

県は、河川水系ごとの協議会をつくつていくことになると思いますが、流域治水の推進においては、被災した住民が参加する協議会にすべきと思 いますが、県の考えを尋ねます。

把握できない在宅避難者を除いても、今なお県内で三千三百三十一人、一千五百十三世帯が避難生活を続けています。被災者生活再建支援法に中規 模半壊が設けられ、一部改善の動きはあるものの、住宅の再建は極めて切 実な課題です。

昨年の台風被害を受けたいわき市平窪のある被災者は、家を取り壊した人もいるが、年齢を考えて借金はできないと、迷っている人は多いと言いま す。他の被災地域も同様です。被災者の実態を把握し、生活再建のための 支援が必要です。

令和元年東日本台風などに係る被災者の実態を把握し、生活再建支援を進 めるべきと 思いますが、県の考えを尋ねます。

被災者生活再建支援金の支給上限額を五百万円以上に引き上げるよう国に 求めるべきと 思いますが、県の考えを尋ねます。

被災者の住宅再建のため、県独自に支援すべきと 思いますが、県の考えを 尋ねます。

また、生活再建促進のために令和元年東日本台風などの被災者に提供した 県営住宅の使用許可期間を延長すべきと 思いますが、県の考えを尋ねます。

避難所運営については、コロナ禍の下、分散避難が必要で、避難所数、ス ペースの確保が求められています。避難所設置運営は原則各市町村の仕事 ですが、県の支援とリーダーシップが求められます。

避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業を継続するための財源を国

に求めていくべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、中小企業等グループ補助事業についてですが、原発の被害を受け続け、さらにコロナと水害の被害を受け、事業者は深刻です。水害の被害を受けた郡山中央工業団地の団地会では、二百七十一事業者中、申請は百三十四で、交付を受けたのはたつた三十二事業者のことです。資料が膨大で手続が大変と、申請を諦める事業者もいたと聞いています。県内の被災事業者二千六百件中五百三十一件の交付決定であり、十一月末に締め切られましたが、今後も補助が必要であると思います。

令和元年東日本台風等に係る中小企業等グループ補助事業の申請受付を継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、住宅支援についてです。

災害や経済的困窮、高齢化での年金暮らし、若者への結婚支援など、入居費が安い住宅が求められています。住宅セーフティーネット制度は、受入れ自治体が制度を立ち上げれば、国が家賃の二分の一を補助するとともに耐震化などを支援する制度です。現在四都県で実施していると聞きます。

県は、支援の条件とされる登録住宅を一挙に日本で五番目の八千四百戸まで進めてきましたが、これらを生かすためには制度の立ち上げが必要です。

住宅セーフティーネット制度を活用した補助事業を実施する市町村を財政支援すべきだと思いますが、県の考えを尋ねます。

県営住宅のバリアフリー化を推進するため、既存の住宅にエレベーターを設置すべきだと思いますが、県の考えを尋ねます。

全ての県営住宅に風呂設備を設置すべきだと思いますが、県の考えを尋ねま

す。

最後に、核兵器禁止条約についてです。

今年の二月に広島の原爆資料館に行つてきました。海外の方々を含む多くの皆さんのが感想文からは、原爆の悲劇を繰り返さないという強い決意と思いが表明されていました。原爆の悲劇と希望をうたつた長崎の鐘を最後にエールが終了しました。

被爆者と平和を願う人々の長年の運動が世界を動かし、核兵器を違法化する核兵器禁止条約が来年一月二十二日に始動します。日本政府は、アプローチが違うなどと言つて核兵器禁止条約の署名を拒否し続け、唯一の戦争被爆国にあるまじき態度を取っています。

原発放射能の被害を受けた我が県として、速やかに核兵器禁止条約を批准するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で終わります。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）宮川議員の御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりに向け、地域主導、産業集積、復興牽引を推進ビジョンに基づく行動計画の柱に据え、積極的に推進してきたところであります。

あわせて、地元の理解の下、環境影響評価の手続など、関係法令等に基づき適正に事業が進められるよう、必要な助言指導に努めてまいりました。再生可能エネルギー先駆けの地の実現のためには、規模の大小にかかわらず幅広く導入を推進していく必要があります。

このため、県民や県内企業の事業参入への支援、県や市町村等の出資によ

り設立した株式会社による発電事業や普及啓発事業の実施、事業者の売電収入を活用した地域貢献の仕組みなど、地域主導による取組を引き続き促進しながら、これまでの実績や有識者の意見等も踏まえ、推進ビジョンの見直しに向けた検討を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎ 総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

核兵器の禁止につきましては、核兵器のない社会と恒久平和の実現が図られるよう、国において核軍縮に向けた議論を深めていくべきと考えております。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎ 危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る消防職員への慰労金につきましては、国の慰労金交付事業の対象とされておりませんが、感染者等を救急搬送する場合は防疫等作業手当の支給対象になるとされております。

新型コロナウイルス感染症への対応は全国共通の課題であることから、引き続き慰労金に係る国の取扱いや他県の動向を注視してまいります。

次に、令和元年東日本台風等に係る被災者の実態把握につきましては、市町村において罹災証明書の交付や被災住宅への支援金の給付等を通して状況を把握しているほか、県でも借り上げ住宅入居者の生活再建の見通しを把握するとともに、支援制度の活用促進に取り組んできたところであります。引き続き市町村と連携しながら被災者の生活再建支援を進めてまいります。

次に、被災者生活再建支援金につきましては、これまで全国知事会等を通して国に制度の充実を求めてきたところであり、半壊世帯のうち比較的大

きな被害を受けた世帯を中規模半壊世帯として支給対象に追加する法案が先月末に成立したところであります。

県といたしましては、引き続き災害救助法に基づく応急修理も含め、住宅再建に係る支援制度の充実と円滑な運用について国に求めてまいります。

次に、住宅再建のための県独自の支援につきましては、昨年の東日本台風等において国の被災者生活再建支援制度の支給対象とならなかつた被災世帯に対し、生活再建の一助となるよう本県独自の特別給付金を支給したところであります。

引き続き、全国知事会等と連携し、国に対し住宅再建に係る支援の充実を求めるとともに、市町村と共に災害復興住宅融資等の支援制度の周知に取り組んでまいります。

次に、避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としていることから、全国知事会等と連携し、国に対し災害時の避難所における感染症対策に安定的な財政措置を講じるよう要望しているところであります。

（企画調整部長橋 清司君登壇）

◎企画調整部長（橋 清司君）お答えいたします。

エネルギー基本計画につきましては、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギーの供給源の多様化や自給率向上、温暖化防止や地球環境の保全が図られるエネルギー需給を実現するため、国が策定したものであり、現計画は平成三十年に改定されております。

同法では、少なくとも三年ごとの検討が法定されていることから、来年夏頃を目途に国の責任において検討されるものと認識しております。

次に、女川原発の再稼働につきましては、原子力政策は福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国

の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き原子力に依存しない社会づくりという本県復興の基本理念の下、再生可能エネルギーの導入拡大や水素エネルギーに関する取組を積極的に進めてまいる考えであります。

次に、柏崎刈羽原発をはじめとする全国の原発再稼働につきましては、原子力政策は、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

次に、風力発電事業につきましては、森林法等の関係法令の遵守に加え、国のガイドラインに基づき、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地元の理解を得ながら事業を実施することが求められています。

引き続き、国や市町村と連携しながら、事業者に対する助言指導に努めてまいります。

次に、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備の導入につきましては、家庭における再生可能エネルギーの有効活用、非常時の電源確保等の観点から重要と考えております。

このため、今年度も予算規模や補助単価がいずれも全国トップクラスの水準にある導入補助を実施しているところであり、引き続き補助制度の効果的な周知を行いながら積極的に普及拡大に取り組んでまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

三大明神風力発電事業に係る事業計画につきましては、水環境や地盤への影響が懸念されることから、土地の改変面積の最小化を図ることなどの経済産業大臣の勧告を受け、事業者においては、事業実施区域を縮小すると

ともに、風力発電機の配置を変更し、基数を削減するなどの見直しを行つたとの報告を受けております。

次に、環境影響評価準備書に対する知事意見への事業者の対応につきましては、水環境や地盤への影響を低減するための事業実施区域の縮小や風力発電機の配置の変更、基数の削減のほか、工事中の騒音や振動、大気環境への影響を低減するための工事用資材輸送ルートの変更などを行い、これらの変更について住民説明会で説明を行つたとの報告を受けております。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る感染状況等の分析、公表につきましては、感染防止対策上の必要性及び県民に与える影響等を総合的に勘案するとともに、関係者の個人情報の保護に留意した上で分かりやすく公表するよう努めているところであります。

引き続き、感染症対策と県民の適切な感染予防の実施に向け取り組んでまいります。

次に、調剤薬局職員への慰労金につきましては、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者とは性質が異なることから、給付対象外とされているところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

ふくしま医療機器開発支援センターの運営につきましては、国の支援を得ながら施設の利用促進に努め、利用料金収入も年々増加しておりますが、引き続き一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構の組織を挙げて経営改善に取り組むとともに、国による財政的な支援も継続して要望してまいります。

次に、令和元年東日本台風等に係る中小企業等グループ補助事業につきましては、被災直後の昨年十一月から受付を開始し、事業者に必要な情報を早くから繰り返し発信し、周知を図るとともに、地域の商工団体とも連携して被災事業者の申請を支援してきており、先月末に申請期限を迎えたところであります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

福島県復興祈念公園における県の整備事業費につきましては、本公園の基本理念の具現化を図るため、本年七月に決定した施設配置計画に基づき見直したものであり、引き続き国や関係機関と連携しながら整備を推進してまいります。

次に、福島県復興祈念公園における県管理区域の維持管理費につきましては、算定に必要な芝生や植栽などの管理水準や管理体制の検討を進めてまいります。

次に、民間住宅の省エネルギー改修につきましては、戸建て住宅の断熱改修に対して必要な予算を確保し、補助を行つてあるところであります。引き続き関係団体と連携し、省エネルギー改修を促進してまいります。

次に、流域治水の推進体制につきましては、河川区域のみならず、広く流域全体で対策を実施する必要があるため、河川管理者だけでなく、府内の関係部局と連携しながら、ハード、ソフトが一体となつた治水対策を取り組んでまいります。

次に、流域治水を推進するための協議会につきましては、国、県、市町村などが協働して進めていくこととしており、その構成の在り方については関係機関と共に検討してまいります。

次に、令和元年東日本台風等の被災者に提供した県営住宅の使用許可期間

につきましては、住宅再建に期間を要している方がいるため、当初の一年間から最長二年間までの延長を認めることとしております。

次に、住宅セーフティーネット制度を活用した補助事業につきましては、住宅の確保に配慮をする方々の居住の安定を図る上で有効であることから、市町村の意見を聞くとともに、国や他県の動向を注視しております。

次に、住宅セーフティーネット制度を活用した補助事業を実施する市町村への財政支援につきましては、市町村の意向を踏まえながら、国や他県の状況など情報収集に努めてまいります。

次に、既存の県営住宅へのエレベーター設置につきましては、全ての入居者が移転し、住宅全体を改造する大規模な事業となり、困難であるため、住戸内の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を計画的に進めてまいります。

次に、県営住宅の風呂の設備につきましては、未設置の住宅において昭和五十六年度から設置を行つており、引き続き住戸内の改修工事に併せて設置を進めてまいります。

（文化スポーツ局長野地 誠君登壇）

◎文化スポーツ局長（野地 誠君）お答えいたします。

伝承館の展示につきましては、地震、津波、原発事故に関する実物資料をはじめ、県民の皆さんのが経験した避難生活や生活環境の激変を当時の写真や記録映像、自らの声で語る証言映像などを通し、分かりやすい展示を行つているところであり、展示や研修事業等の充実により、複合災害の記録と教訓を後世に伝える大切な役割を果たしてまいります。

次に、伝承館における語り部活動マニュアルにつきましては、一般的な範囲で整理したものであり、語り部の方々が地震、津波、原発事故により経験した様々な出来事を伝え、その時々の思いを率直に語る取組を進めてい

るところであります。

次に、伝承館の入館料につきましては、他の類似施設の料金体系を参考に設定しているところであります。

(こども未来局長佐々木秀三君登壇)

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る放課後児童クラブや保育所職員への慰労金につきましては、社会機能の維持に寄与してきた役割に鑑み、他県と連携して国に対し全国一律に支給するよう要望したところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

◎三十九番（宮川えみ子君）再質問いたします。

保健福祉部長ですが、コロナ感染の分析、公表についてですけれども、昨日全国では過去最大の四十七人亡くなつたのです。死亡者が増えているというのが最近の特徴なのですけれども、やはり重症者を防ぎ最悪の事態を回避するのに医療体制はどうなつているのかなと。医療体制での問題はないのかなと、そういうふうなことについて、やはり分析して教訓を引き出して、公表して生かすときだと思うのです。答弁を聞いていても、何か全然分からぬような答弁なので、再度その点についてお聞きしたいと思います。

それから、企画調整部長に再質問ですけれども、三大明神風力発電事業の中止を求めることがあります。二〇一九年六月三十日の事業者の住民説明会の資料なのですが、土砂災害危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地滑り危険箇所は法律行為などで規制されるものではあります。その安全対策を示さないで、わざわざこういうふうに書いてあるのです。皆さん、ああ、全然やる気がないのだなということなのです。非常に不安を感じたということなのです。

知事が最初の意見を出してから六年もたつてゐるのです。その間に全国各地でこうした問題が起きて、そして地域住民参加のガイドラインなどというのが決められてきているわけです。地元の自治体がどういう立場に立つかが問われていると思うのです。県民の立場に立つて、三大明神風力発電事業は中止を求めるべきだと思いますけれども、再度質問いたします。

それから、知事に再生可能エネルギー・ビジョンの見直しについてなのですが、メガ発電がどんどん造られて、いろいろ県内でも環境破壊が心配だと、そういう住民運動が起きているのです。そして、温暖化の問題で、特に山頂崩壊、土砂崩れというのが非常に多くなっているのです。ですから、そういうものを本当に見直していくと。ルールをつくっていくと。メガ発電の規制と環境を守るルールをつくる、これが本当に見直しの重要なポイントだと思うのです。

それから、住民参加型の問題もいろいろ知事は言わされましたけれども、私がその後県民参加のいろいろなことを言つても、何か今の企画調整部長の具体的な話ではなかなか進まないようなイメージを持ったので、私は住民参加の地域主導に転換ということを大事にした見直しをすべきだと思いますけれども、再度答弁をお願いいたします。

それから、県復興祈念公園なのですけれども、土木部長、維持管理は具体的に言わないので。だつて、これだけの工事をやるのに維持管理を言わないでどうするのですか。国も入っていますけれども、百三十五億円です。医療機器開発支援センターで毎年五億円近いお金を今度投入することになつたわけでしょう。そういう二の舞をまたするのですかということなのです。今本当にこんな税金の使い方でいいのですか、これが問われています。この増額はすべきでない。それから維持管理について、今分かっている範囲でいいので、答弁をお願いいたします。

◎ 知事（内堀雅雄君）宮川議員の再質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー事業につきましては、規模の大小にかかわらず、地元の理解の下、環境への影響等に十分配慮しながら実施されることが重要と考えております。

引き続き、関係法令の遵守に加え、国のガイドラインに基づき、地元の住民等への説明を丁寧に行い、事業が適正になされるよう事業者への助言指導に努めてまいります。

また、地域主導による各種取組を引き続き促進しながら、これまでの実績、有識者の意見等を踏まえ、推進ビジョンの見直しに向けた検討を進めてまいります。

◎ 企画調整部長（橘清司君）再質問にお答えいたします。

三大明神風力発電事業につきましては、地元の意見等を踏まえ、当初の計画から風車の基数や風車から住居までの距離を見直すなど環境への影響の低減に努め、地元の区長会から一定の評価が得られていると事業者等から聞いておりまし、また事業実施に向け、地元の九つの行政区長から同意書を取得し、国に提出していると事業者等から聞いております。

県といたしましては、引き続き関係法令や国のガイドラインに基づき、風力発電事業が適正に行われるよう、国や市町村と連携しながら事業者に対する必要な助言指導に努めてまいります。

◎ 保健福祉部長（戸田光昭君）再質問にお答えいたします。

重症者の事例の分析の公表につきましては、本県においては症例数がまだ限られていることから、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、重症者の傾向については、国の分析結果等により全国的な傾向が示されており、本県においても参考となるものであることから、広く共有を図っているところであります。

◎ 土木部長（猪股慶藏君）再質問にお答えいたします。

復興祈念公園の整備事業につきましては、公園の整備計画に係る有識者委員会の意見を反映し、施設の配置計画を決定したものであります。

大震災を踏まえた復興において、利活用等の理念がしっかりと形になるよう整備を進めてまいります。

次に、維持管理費でございますが、福島県復興祈念公園における維持管理費につきましては、これまで県で整備しております広域公園とは目的、利用の在り方が異なることから、今後管理体制や芝生などの管理水準などについて検討してまいります。

◎三十九番（宮川えみ子君）再々質問を行います。

まず、土木部長、祈念公園の工事費ですが、これだけの費用を提案するわけでしょう。維持管理を示さないで一体どうするのですか。幅があつてもいいので、分かつている分を言ってください。同じようなこういう形でどんどん造つていって、県の財政どうするのですか。こういうことはずっと問題になつてきて、また同じようなことを繰り返すのですか。到底納得できません。とにかく維持管理を示してください。そして、これは中止すべきです。

それから、企画調整部長、区長会の話をされました。私は、全部地元の話を聞きました。区長会が賛成したところで到底納得いかないと、その区の人があもう一回署名を集め直したのです。やつぱり八割です。

それから、経産大臣に会いに経済産業省に行きました。地元の代表というのは区長ですか。いや、そうではありません。区長ももちろん入りますけれども、地元の住民の一人一人です、そういうふうにちゃんと経済産業大臣のところへ行つて交渉してきたのです。そういうふうなことをちゃんとつかんでいるのですか。

六年間もとにかく中止してくれと、そして説明会でも、あれほど厳しい知事の意見書、そして経産大臣の勧告が出てているのに、そういうのを説明しないでいるわけです。県は住民の声をもつとリアルに聞くべきです。そして、中止を求める、このことについて再度質問いたします。

それから、文化スポーツ局長、伝承館ですけれども、答弁になつていなない答弁です。県の施設が新しくできて、これほど批判の多いものはあります。これはやつぱり県の姿勢が問われる。もう一度展示の見直し、そして語り部の問題、それから値段です。六百円は高いです。広島の原爆資料館は二百円ですから、これは見直していただきたいと思います。再度質問いたします。

それから、企画調整部長、全国の原発再稼働中止についてです。申し上げましたように、地球温暖化を理由に原発推進を加速させているのです。採算も合わない、核燃サイクルも破綻して、これからどれだけ原発にお金をかけようとしているのですか。超大型地震の危機も指摘されている中で、またもや安全神話に陥るのですか。これが問われると思います。

福島原発事故から間もなく十年になります。県発表だけでもまだに三万七千人、事故が起きた当時の人口から見ると、亡くなつた方もいらっしゃいますけれども、およそ八万人の方が戻れないというのが今の原発事故の状況なのです。この福島県、被災県から原発ゼロを発信するのは当然ではないですか。女川原発をはじめ、県は柏崎刈羽原発をはじめ全国の原発再稼働の中止を求めるべきですが、再度質問いたします。

◎企画調整部長（橋 清司君）再質問にお答えいたします。

まず、三大明神風力発電事業についてでありますが、先ほども申し上げましたとおり、事業実施に向け地元の九つの行政区長から同意書を取得したと申し上げました。地域には、様々な主体がいらっしゃることは承知して

おりますが、行政区長が一定の結論を出して、同意書を出しているということは重く受け止めるべきことではないかと思つておりますし、経済産業省からの勧告を受けて一定の改善がなされて、それに対する事業者の行政区長からの一定の評価といふことも重く見るべきことかと思つています。

県としては、引き続き関係法令や国のガイドライン等に基づき、風力発電事業が適切に行われるよう、国や市町村と連携しながら事業者に対する必要な助言指導に努めてまいります。

続きまして、全国の原発再稼働の中止につきましては、本県といたしましては、福島第一原発事故の影響による深刻かつ甚大な被害の現実を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び事業者の責任において検討されるべきものと考えております。

◎土木部長（猪股慶藏君）再質問にお答えいたします。

福島県復興祈念公園につきましては、利用目的が一般的な公園とは異なるものであります。管理費につきましては、管理の水準や管理体制によつて大きく異なることから、今後それらの管理水準、管理体制について検討を進めています。

◎文化スポーツ局長（野地 誠君）再質問にお答えいたします。

伝承館における展示につきましては、震災前の暮らしから地震、津波、原発事故の発生、さらには苛酷な避難生活の状況などを様々な資料により時系列に沿つて分かりやすい展示を行つており、今後とも展示見学をはじめ現地の被災状況を学ぶ研修等の充実に努めてまいります。

次に、語り部の活動につきましては、伝承館におきまして、地震、津波、そして原発事故により経験した様々な出来事、その時々の思いを率直に語つていただき取組を引き続き進めてまいります。

次に、伝承館の入館料につきましては、他の類似施設の状況を比較、考慮

し料金設定したものであり、今後とも展示や研修事業等の充実を図つてまいります。